

令和 4 年

市議会 3 月定例会議案

(追 加 分)

知 立 市

令和 4 年市議会 3 月定例会議案（追加分）

所 管	番 号	案 件
学 教	報告第 3 号	専決処分の報告について（物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第 1 号）

（専決処分書別紙）

令和 4 年 3 月 17 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金190,696円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 令和4年2月3日 午後3時50分頃
 - (2) 発生場所 知立東小学校駐車場内
 - (3) 経 過 放課後子ども教室事業に従事する職員が、児童を迎えに来る保護者に児童の居場所を伝えるための可動式の掲示板を設置したところ、固定しなかったため、当該掲示板が風にあおられ、近くに駐車していた相手方車両の右前部に接触し、これを損傷させたもの。
- 3 相手方の損害の程度 車両（トヨタ ヴォクシー）の右ヘッドライト及びフロントバンパーの損傷
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和4年3月15日

知立市長 林 郁 夫

